

法務省民二第1277号

平成18年5月25日

法務局民事行政部長 殿
(東京を除く)
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記規則附則第16条の登記手続について(通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職あて照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙甲号

2 不登 1 第 1 8 5 号

平成 1 8 年 5 月 2 2 日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長

不動産登記規則附則第 1 6 条の登記手続について（照会）

不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）附則第 6 条の指定を受けた登記手続について、申請人が法附則第 7 条の規定により登記済証を提出して登記の申請をしたときは、当該申請人である登記義務者（登記権利者及び登記権利者がいない場合にあっては、申請人である登記名義人）に対し、登記完了証に代えて、改正前の不動産登記法（明治 3 2 年法律第 2 4 号）第 6 0 条第 2 項の規定による方法により作成した登記済証を交付するものとする（不動産登記規則（平成 1 8 年法務省令第 1 8 号）附則第 1 6 条。以下「附則第 1 6 条の手続」という。）とされていますが、行政サービス及び事務の効率化の観点から、登記義務者に対し、登記完了証を交付したときは、便宜、附則第 1 6 条の手続を省略して差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

別紙乙号

法務省民二第1276号

平成18年5月25日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

不動産登記規則附則第16条の登記手続について（回答）

本月22日付け2不登1第185号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。